

会 議 記 録

会議名称	平成 26 年度第 2 回 杉並区福祉有償運送運営協議会
日 時	平成 26 年 10 月 24 日 (金) 午前 10 時 30 分～午前 11 時 42 分
場 所	中棟 4 階 第 2 委員会室
出席者	委員 長谷川 (万)、田部井、関根 (代理：小菅)、高橋、石垣、杉山、磯、長谷川 (信)、樋口、武井、畦元、山川 区側 保健福祉部管理課職員
配布資料	事前配布資料 (郵送分) ・ 杉並区福祉有償運送運営協議会団体要件確認資料一式 ・ 移動サービス情報センター事業について
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 福祉有償運送団体の新規登録について ・ 特定非営利活動法人 杉並ポプラの会 (2) その他 ・ 自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲等について (国土交通省) ・ 杉並区移動サービス情報センターについて 3 閉会

○事務局 それでは定刻になりましたので、第2回福祉有償運送運営協議会を開催いたします。国自動車交通労働組合連合会の委員からは、本日、欠席のご連絡を受けております。ご出席の方が協議会開催の定足数に足りておりますので、会議を始めさせていただきます。

初めに資料の確認をさせていただきます。事前にお配りした団体要件確認表ですが、皆さんお持ちいただいていますでしょうか。

では、机上配付の資料の確認をさせていただきます。

まず、会議の次第、次に追加資料で、今回の団体要件確認に必要な資料で足りなかったものを入れております。①の役員名簿。それから、④の福祉車両がわかる資料として、福祉車両の写真をつけてございます。それから、資料⑥、福祉有償運送の自家用車の提供の使用に関する契約書で、持ち込み車両の契約書になります。それが4枚あります。次に資料⑥、任意保険証の写しが3枚です。1台分は手続き中ということで、3枚ついてございます。次に⑨、運行管理体制を記載した書類というので、事前配付したものに入っていますが、こちらは差しかえになります。

最後に、団体要件とは関係ないですけれども、最後、区からの報告事項で使います「移動サービス情報センター事業について」という資料が1枚ついてございます。

以上でございますが、足りないものはございませんでしょうか。大丈夫なようでしたら、会長に進行をお渡しして協議を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長 皆様、おはようございます。明るいうちに皆様にお会いするのは何か久しぶりなような気がします。本日は新しい団体が活動を始められるということで、新しい団体の新規登録の協議をお願いしたいと思います。

早速ですが、議題1、福祉有償運送団体の新規登録についてということで協議を始めさせていただきます。杉並ポプラの会の方はいらっしゃっていますね。

(杉並ポプラの会関係者、オブザーバー席へ移動)

○会長 では、最初に事務局のほうから資料等の説明をいただいた後、団体から、今回活動を始められるに当たっての補足の説明などがありましたら、伺いたいと思います。では、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 では、福祉有償運送団体新規登録についてのご説明に移りたいと思います。資料は先ほど確認してもらいましたので、こちら、最初、団体要件確認表の登録の申請1-1の様式をごらんください。

団体名が特定非営利活動法人杉並ポプラの会。代表者が秋田豊さん。所在地が杉並区上荻一丁目24番4号、プリンスマンション405号です。

添付資料1の定款と2の履歴事項全部証明書に加えて、本日、机上配付させていただいた資料1の追加、役員名簿を提出いただいております。

様式1-1の2の項目、自家用有償旅客運送の種別は、福祉有償運送になります。

3番目の運送の区域として杉並区、また旅客の発地または着地のいずれかが杉並区であることを確認いたしております。

4番目の事務所の名称は、特定非営利活動法人杉並ポプラの会、繰り返しになりますが、事務所の位置は杉並区上荻一丁目24番4号、プリンスマンション405号です。

事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数ですが、車椅子対応が1台、セダン車が3台になります。保有車両についての詳細は後ほど団体要件確認表の4の項目でご説明いたします。

最後に6、運送しようとする旅客の範囲の表のイ、ロ、ハ、ニ、の区分ですが、対象は全ての区分に及びます。今見ていただいた追加資料でお配りしている、2の全部履歴証明の次の資料、旅客の名簿があります。こちらをごらんいただけますでしょうか。

運送の対象ですが、平成26年10月現在、登録会員16名です。旅客の名簿のお名前と住所の番地は、個人情報として伏せております。確認していただきたいところは、この運送を必要とする理由イ、ロ、ハ、ニのこの分布です。 旅客の名簿は裏にもございますので、ご確認ください。

続きまして、団体要件確認表に戻りまして、項目4、使用車両の説明に移ります。使用車両は福祉車両が1台、セダン型の車両が3台で、福祉車両は車椅子の対応になっているんですが、郵送した資料の4、車検証のところの1枚目の「練馬501み87-74」というのが、該当車両です。車検証だけですと若干わかりづらいので、本日、机上配付に補足資料として、④、画像をつけていただきました。

○A委員 資料を見る、めくる間、ちょっと待ってくれる。どこだろうと、見ながらやっているんで、申しわけないけれども。

○事務局 すみません。送った分と机上資料の両方で申しわけないです。

○A委員 最後に写真があるところだね。

○事務局 はい。きょうの机上配付の④、右上のところの写真のものがこちらの団体で使用している福祉車両の画像です。車検証等は、現在有効なものであることを事務局で確認

しております。次に自動車の使用権限を証する書類として、追加資料の福祉有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書です。4台ということで、4名分、提出をいただきました。よろしいでしょうか。

続きまして、要件表の5の運転者についてです。郵送分の資料で5番目の番号を振っております。運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿をごらんください。今のところ運転協力員さんは4名です。全員が一種免許保持者です。協力員の運転免許証の有効期限については、事務局にて確認済みです。運転者の年齢につきましては、運転者名簿の次に添付している、国土交通大臣の認める講習の修了証にそれぞれの生年月日が記載されてありますので、ご参考になさってください。

続きまして、6の損害賠償措置について。6の追加資料として、現在、追加で机上資料として、3台分の任意保険証の写しを提出いただいております。あと1名、これからご用意いただくという事で、補足の意味で、対人・対物無制限、または8,000万円、対物が200万円以上の保険に入るという宣誓書を添付しております。

次が要件確認表の7番、利用料金比較表について。こちらは、右上に⑦と書いてある資料です。早見表の内容を上から読み上げます。

1の距離制運賃、乗車から降車まで、初乗料金が2キロまで350円、加算として1キロまで増すごとに150円。2、その他料金、迎車回送料金が1回につき定額300円、乗降介助料金が片道1回につき200円、軽介助料金が15分まで250円、以降15分ごとに250円を加算になります。3の複数乗車（2名）の場合の説明は、運賃が利用者ごとの走行距離、単独利用の場合のルートに応じた料金の2分の1、迎車回送料金は定額の300円の2分の1の金額、介助料金がそれぞれの利用者から200円になります。

下の一覧表が一般のタクシー走行料金との比較になりますので、ご参考にして下さい。インターネット参照ですが、タクシー走行料金については事務局にて妥当である事を確認しております。

続きまして、8の運行管理体制について。運行管理の責任者就任承諾書と運行管理体制を記載した書類になります。9の「運行管理の体制等」は差しかえになります。責任者の代行者はアの欄に記載する必要はないとの助言をいただきまして、責任者のみの記載に変更しております。

最後の法令遵守につきましては、最後ページ、国の様式第2号にて、法令遵守の宣誓をいただいております。

資料が郵送分と机上配布にわたり、分かりづらくて申し訳ないです。以上が事務局からの報告です。それでは、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。では、杉並ポプラの会で、今回の申請に当たって、ご準備の状況ですとか補足することがあればお話しただけたらと思います。

○杉並ポプラの会 私は役員名簿にある副代表の濱中と申します。座ったまま失礼させていただきます。本来ですと、理事長がご挨拶、ご説明申しあげるところ、代表は90歳の高齢でして、それからもう1つは私どもの杉並ポプラの会は目的が二つありまして、一つは学習支援、もう一つがこの福祉有償運送で、私が福祉有償運送のほうの責任者ということで参りました。

会長をはじめ、もともと杉並区で住民運動、特に福祉関係の運動をされていた方が高齢になりまして、バザーなどをやっていたお金も20万円ぐらいになってきたけれど、皆さん活動できない、どうしようかという事がひとつ発端としてありまして、それと、私ども大体65歳過ぎぐらいの定年退職をしたような人間が集まって何かやりたいなという話がつながって、準備を進めてきたところです。

私もボランティアなどを経験し、福祉関係に関わりたいという事で、デイサービスの送迎をやってきましたが、直接地域に結びついて動ける人間が関わっていければと、準備を進めて今日の申請になりました。よろしくご検討をお願いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。そうしましたら、今の事務局からの説明、それからポプラの会のお話を含めまして、何か協議が必要な点がおありだと思われるところがありましたら出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○B委員 すみません、質問事項になるんですけども、提出書類の中で、契約書と保険証と車検証の車種がまちまちになっているようですが、これはよろしいのでしょうか。

○事務局 一致はしているのですが、同じ車についての保険証がそれぞれ違った箇所が出てくるので、ばらばらな印象で申しわけないです。

○B委員 4台分全部あるという事で。

○事務局 任意保険証だけ1名間に合っていないくて、車検証は裏表1台分ずつで、運転者名簿は4名です。任意保険は、本日お配りした資料で3名分。承諾書はありますでしょうか。車を福祉有償に使用するという承諾書で4名分です。

○B委員 これかな。わかりました。

○会長 ほかにはいかがでしょうか。お願いします。

○A委員 持ち込みが全部4台ですよ。

○杉並ポプラの会 はい。

○A委員 で、運転者の協力者講習なんかを受けた人が4名ということは、この4人の方がそれぞれ自分の車を持ち込むという事ですか。

○杉並ポプラの会 はい、そうです。

○A委員 もう一ついいですか。自分の車を福祉有償車両として使う場合の保険は新たに掛ける形になりますが、元々自分の車で、そのときに保険は掛けているわけですよ。

○事務局 はい。 確認していただくようになります。

○杉並ポプラの会 掛けていた保険を検討しまして、福祉有償運送に適用があるかどうかを確認したところ、1台はちょうど更新の時期で、業務用ということに変えればいよということだったので、それをやまして、今1台分がないのですけれども、これは今まで掛けていた保険が適用にならないということなので、それを引き継いで適用になる保険に切りかえるための見積もりを今とっている段階で、準備を進めています。今回はその車両の分の任意保険を添付していないという状態です。

○A委員 その車ですけれども、車検証では3ナンバーが2台ありますよね。最初の「501」というのは普通乗用車なのか軽なのかかわからないですけど、車の、2枚目の事務所ごとに配置する自家用有償運送車の数及びその種類では、セダン等（軽）が1で、セダン車が3か。

○事務局 セダン車3台のうち1台が軽です。

○A委員 あ、そういうことか。わかりました。

○C委員 私もいいですか。

○会長 お願いします。

○C委員 この法人は、もう一つは生涯学習云々というのは書いてありますけども、主たる目的は福祉有償のためですよ、ウエートの重いほうはそうですよね。

○杉並ポプラの会 はい、そうです。

○C委員 それでこれから法人も新たに設立されて、それをやるんだという順番でスタートしてきているということですね。

○杉並ポプラの会 はい、そうです。

○C委員 概要を見ていくと、先行している団体がありますから、それに合わせて行政の指導も受けて、すごくきちっとできているんだと思います。

幾つか参考のためにお聞きしたいのですが、この協力員さんに対する報酬というのはど

うなっていますか。

○杉並ポプラの会 今検討中なのですけれども、一つには、立ち上げの段階で、果たしてやっつけられるのかという心配がありまして。一般に協力員さんを受け入れるとなると、既存の団体さんの報酬に合わせる事になるかと思っております。スタートの段階では立ち上げた人間だけなので、その辺は柔軟にやれるかなとは思っていますけれども、基本的に、順調に行けば、大体横並びで同じような条件でやっつけられるといいかなと思っております。

○C委員 その辺、アバウトなんだと思いますけど、今までたくさん団体がいらっしやっつて、やっぱりやれないなど、報酬があつて、トータルは赤字で、ということで退場していったところもあるんですよ。その割に何かそういう裏づけが随分薄いというか。まあ、4人の篤志家の方がいて、小さいからやれるんだよというお話で、車を見ているとベンツですか、ワーゲンだか。

○杉並ポプラの会 BMW。

○C委員 ああ、ベンベですか、入っていたりして、すごいなと思うんですけども。そういう方たちだけでうまくいけばいいんでしょうけど、輪が広がって団体が大きくなった時に、組織とか待遇とかをきっちり決めておかないと。みんな赤字で大変だと言って、燃料費は上がっていく中で、個人的には偉いと思うんですが、報酬を取らない、全くのボランティアで長続きするのかなというふうに思いましたので、その部分をお聞きしたいなと思いました。

○会長 ありがとうございます。そのほか、よろしいですか。

(なし)

○会長 特にないようでしたら、杉並ポプラの会につきまして、新規での福祉有償運送を認めるということで、協議調ったということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(了承)

○会長 ありがとうございます。

まだ準備が幾らかかかるところはあるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひします。

○杉並ポプラの会 はい。どうかよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

(杉並ポプラの会関係者、傍聴者席へ移動)

○会長 どうもありがとうございました。では、議題2、その他に移りたいと思います。まず、自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲等について、国土交通省の運輸専門官から

ご説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

本日は、皆様に1枚のペーパーで全体スケジュールを配付させていただきました。平成26年5月に国土交通省で会議がございまして、その際配付された資料を抜粋したのになります。前回の杉並区の運営協議会は5月の下旬ぐらいだったかと思いますが、この資料等の説明は全くされていない部分もあるのかなと思ひまして、重複する部分もあるかもしれませんのご説明させていただきます。

具体的な取り組み内容と、全体スケジュールが書かれていますが、関係省令の整備については、原則として法律の公布後3カ月以内に行う事になりますので、27年1月ごろに法令が公布されると。

皆さんもご承知かと思いますが、有償運送に関してはいわゆる手挙げ方式の創設という事で、道路運送法施行令の改正を予定しております。その中で、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する事務を適切に行うことができる者として、国土交通大臣が指定する都道府県知事または市町村に、移譲しますよという事になっています。

その他の移譲に係る規定の整備という事で、施行規則の改正や、運用ルールの緩和、運用方法の改善で、11月、12月ぐらいまでには皆さんにご説明できるかなと言うところです。

具体的に、移譲に係る手続きの整備ですが、今、事務実施のマニュアルを作成しております。皆さんにはお配りしていないのですが、10月29日に本省で、関東運輸局管内で自治体の定員が600人位で、説明会が行われる予定でございます。

説明会の資料に関しては、まだ実際に会議が行われていないので、皆様方のお手元にお配りできないのですが、その中の内容を抜粋させていただきます。

どういった業務が移譲されるかという点では、登録ですね、自家用有償運送の事業者の登録、登録の実施、登録の拒否、有効期間の更新の登録、あと、変更登録。変更登録というのは軽微なものです。例えば代表者がかわったとかに関しては軽微な登録になりますので、こういったものも全て権限移譲されます。

細かい話で、輸送の安全及び旅客の利便の確保。これは簡単に言うと、事業者に対しての運行管理、今回も運行管理者さんが選任をされていますが、事業者に対する指導を行う事になります。

実際の指導は、運行管理責任者などを呼んで会議を実施したり、指導を行ったり、定期的に行うものもございまして、自治体さんによって異なると思います。

あとは事故の報告です。自家用有償運送事業者が重大な事故を起こした場合に関しては

報告しなさいよというものです。前回の協議会資料を見させていただいたところ、車両が止まってしまったという報告がありましたが、実例としてこういったケースは重大事故の報告の対象になりますので、報告の書類を提出してもらう事になります。あとは、人身にかかわるような事故も報告をもらった上で、事業者の監査を行う事になります。

あとは、業務の廃止、停止及び登録の取り消しです。取り消しの抹消、聴聞の特例。聴聞に関してはその事業者に関して指導を行うという事が聴聞になります。あと、先ほど言った報告検査、調査です。実際に悪質な事業者に関して、死亡事故等を起こした場合に関しては監査を実施して、その場で車両停止処分を行う等、現状で想定されるものです。

今ざっとお話しただけでも多岐にわたる部分がございますので、簡単に、安易にやりますよという市区町村が実際余りないのが現状でございます、私の聞くと、都区内では八王子市役所さんだけです。東京都も一括して行う事は、今のところないと直近で確認しております。

○A委員 市区町村でやらない場合はどうなるんですか。

○D委員 その場合、現行どおりです。

例えば市区町村でやりますと言った時に運営協議会をどうするのかという点ですが、それは現状維持されるものかと思われま。なので、簡単に言うと、その中で手を挙げた自治体さんに関しては権限を移譲しますよと。法律に関しては、それ以降も道路運送法の中で縛られる事になりますので、ただ権限だけが移譲するという事で、法令等に関しては現行どおりになります。なので、運営協議会も存続しますし、私どもも出席させていただくような流れになります。

杉並区役所は、1自治体で1運営協議会ですが、ほかの地域ですと、10区や5区で一つの協議会を開催しているところもありますので、参加自治体が抜けた場合の事を今後考えていかなければならないのかなと思っております。簡単ではございますけれども、そういったお話が、10月29日の本省での会議でされるのかなと思っております。

○会長 ありがとうございます。来週この説明会ということで、全部資料をお配りいただく訳にはいかない中で、オープンにできる部分をわかりやすく説明していただきまして、ありがとうございます。

私から1点質問なんですけども、移譲された場合に、利用者の条件みたいなものを自治体がもうちょっと自由に決められたりするんですか。

○D委員 まず、この移譲に関しての第一の目的は、権限移譲することによって自治体で、

ある程度柔軟な対応ができる、地域密着型のニーズに合わせた形での取り組みができるところかと思います。その取り組みに関しては各自治体で行う事になると思います。

一方で法令自体に関しては、当然ながら現行枠の中で、先ほど言った運行管理責任者等、きちんとやっていただくこととなります。

なぜそこに関してもう少し簡便化できないかという事については、国土交通省は事故に関しては本当に厳しく対応しているところですので、事故だけは絶対に起こさない欲しいという事が、第一ですね。

皆様方の考え方として、多少運輸と福祉とを分けて考えられていた部分があると思うんですけども、運輸の部分に関しては、事故を絶対に起こしてはいけないという事を前提として福祉をやっていただくという事で、相入れない部分もありつつ、今後うまくお互いに手を組んで、やっていければと思っております。

○会長 ありがとうございます。他に何かご質問などございますでしょうか。

○A委員 余り広がらない気がするのですが、国としては広げようという方向で動いているんですか。自由な面は広がるかもしれないけれども、国にチェックをしてもらう方が、自治体は楽かなという感じがします。手続きを国土交通省で見てくれるのならそちらのほうが楽かなと思うんですが、ほかの区市に広がらない理由というのは何ですか。

○D委員 権限移譲が広がるか広がらないかということですか。

○A委員 そうそう。手を挙げないという。

○D委員 手を挙げない事に関しては、権限移譲している市区町村と、そうでない所があると、業務の煩雑化になりますので、本来であれば全て権限移譲していただいたほうが正直よろしいのですが、人員の配置や、法律の道路運送法を全く理解されていない市区町村もあるので、なかなか難しい部分もあると思いますが、徐々に移行していく事で、最終的には全部の市区町村に移譲する事が最終目的かと思われれます。現状のところ業務に係る定員の事もございますので、一律に、では4月からやってください、とは言えない部分もあるのかなというところが本音です。

○A委員 お金も移譲しなければいけないですね。

○D委員 そうですね。

○A委員 私は以上です。

○副会長 詳しくは説明会でということですが、登録の条件等は法令のままですと、移ってきたからといって、どの部分で自治体の裁量が今後発揮できるのかと言うと、どうもよ

く見えないところがあって。研修のやり方や方法であれば、あるかもしれないですが、登録をする場合、監査等で何か処分する場合の基準はもう全国统一であると、実際、どこの辺に地域に応じた柔軟な判断というのができるのかというところが疑問です。

○D委員 そうですね。逆の言い方をすると、権限を移譲することによって国から切り離される部分がありますので、そこは自治体と事業者で、例えば、ここの地区はこの事業者さんが総括的にやってくださいとか、そういう立場で指導ができるのかと思います。

具体例としては、市区町村で、例えば県道、市道など、本来であれば国土交通省の関東地方整備局が管理しているものに関して全て県や市に移譲することによって、地域の意見を取り入れた形で道路整備ができるという事もあります。権限移譲したことによって、ある程度自治体のほうで動きやすくなる点はあるかと思われま。

急に権限を移譲されて、1年、2年目ですぐに対応できるかと言うと難しいかと思うのですが、それが数年経つとうまく軌道に乗るのかなと思っております。

○副会長 メリットがわかりますか。交通対策課は…。

○E委員 交通対策課長です。一番私たちが説明会等で知りたいのは、今、副会長も話したとおり、福祉有償だけでなく、一応白タクとかの地域のデマンド型とかも一緒に権限移譲に入っていますよね。

○D委員 地域公共交通会議ということですね。

○E委員 はい。この移譲の中のメニューに、福祉有償以外にも、田舎のほうでやっている白タクなども一括して権限移譲されてくるわけですね。

○D委員 はい。

○E委員 私ども地域交通を担当している者として、具体的に権限移譲されるときに、区や区民にとって明確にわかるメリットがあるかというのが一番知りたいところなんです。

○D委員 メリットと言えば、先ほどお話ししたところだけです。

○C委員 移譲からずれますが、最近、協議会で運賃はおおむね事業者の2分の1というのが一つの目安になっていますが、それを超えているところもあるようです。協議会の中で調べばいいということになると、そういうのも一つ、その協議会に独自性を持たせるということになると、運賃も2分の1から逸脱しても、それは協議会で決まったならそれで良いという事も、今もあるようですし、そういうことも含めて移譲されるわけですか。

○D委員 そういうことになります。簡単に言うと、独立したとしても、運賃に関して2分の1を超えるような、タクシーを超えるような運賃を取る事になれば、それはタクシー事

業者さんが黙っていないと思うんですね。それを想定した上で、2分の1の料金で、と、ガイドブック等書いてありますので、何でも好きなようにやってしまうと、地域自体の均衡が保たれなくなると思います。そこはある程度、法律に縛られた中でやっていただかないと、後々問題になってしまうと思いますので、何でも好きにできるという事ではないと思います。

○B委員 今のお話で、メンバー構成の件なんですけども、権限移譲された場合の運営協議会のメンバー構成も移譲されてくるのでしょうか。それとも現在のような、労働団体代表、事業者代表、利用者代表とか、こういう枠というものはある程度決められているのでしょうか。

○D委員 今回、協議会自体というのは、個々の自治体の裁量によって行われているところもございますので、いろんな事業者さんが出ているところもありますし、バスやタクシーなどの事業者さんも一緒に入っているところもありますし、国土交通省だけではない行政機関の方も入っているところもございますので、それは運営協議会・区役所で決めていただければと思います。

○E委員 今回は福祉有償運送の会議ですよ。もし地域交通としてやるとすれば、さっきお話しになったようなタクシー事業者さん、バス事業者さん等を含めた地域交通会議というのを多分つくらなきゃいけないのかなと思います。

○会長 そうですね。ここで決めるわけじゃないですね。

○A委員 委員は報告を受けるということだけですよ。

○会長 そうですね。協議会で判断をするわけではないので、その説明会の後で区が決定する事になるのかなと。4月から委譲を受けるかどうかの締め切りがありますが、その後も遅れて移譲ということもあるということですか。

○D委員 途中から参加とか言う話まではまだ至っていない状況なので。逆に、杉並区役所は今のところどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局 今回の説明会に、福祉分野から協議会の事務局と、交通分野として都市整備部と2名で出席させていただいて、内容を持ち帰ってから検討という形で予定しております。

○副会長 その際に、委譲を受ける事の具体的なメリットを、区民にも説明できるように私たちが理解した上で、それを受ける人員体制が確保できるかということも見きわめた上で判断していきたいと考えております。

○会長 単純に考えると、区民からしたら区役所で済んだほうが楽という面は、パスポー

トなんかと同じで、近くの方が楽なんだろうとは思いますが、内容が内容ですので慎重にご検討いただければと思います。

では、説明会を受けてどうされるのか、年度内に協議会があるのかわからないですけども

○A委員 もし権限移譲を受ける場合は協議会を開催しないといけませんよね。

○会長 移譲するのであれば、そうですね。

○A委員 権限委譲を受ける事を考えているとしたら、協議会でも一応了解を持っていないと、区だけで勝手に決める事ではないと思うんですよね。

○会長 いずれにしても、移譲することになったら、区内の事業者さん向け説明会もやらないと、スムーズな移行は難しいですよね。

○D委員 当然、窓口も変わりますので。

○会長 そうですね。そうすると、年明けあたりの適当な時期に何かそういう集まりが必要になるかもしれないですね。わかりました。よろしくお願いします。

そうしましたら、その他の2番目、杉並区移動サービス情報センターについてということで、事業内容の見直しですか、枠組みの変更があるようなので、ご説明いただきたいと思います。

○事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。杉並区の移動サービス情報センターですけれども、平成19年10月に試行事業を開始し、翌4月から本格実施して、もう6年が経過しております。今はもう7年目に入っております。この間、公共交通機関を利用して外出が困難な方の利便性の向上を図るために、移動サービス関連情報の提供と移動サービス利用体制の整備を実施してきております。協力事業者の増加であるとか、協力体制の仕組みもつくり上げました。

ただ、現在の実態としては、外出支援全般にわたる情報提供が求められ、車のこと以外の相談、お出かけの相談というのもありまして、実際、移動サービス情報センターではそういう内容にも応えてきております。中には、外出相談から日常生活の支援につなぐ、例えば福祉事務所につないだり、ケア24につないだりするようなケースもあり、単なる情報提供にとどまらない支援も行っています。

今後のさらなる高齢化に向けて、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯がふえてくることが考えられますので、外出支援機能の充実が必要なことから、今までの仕様を見直して、移動サービスだけ、車だけではなく、外出を広く捉えて、生活支援につなぐような機

能を持つ事業として位置づけて、来年度の事業者を新たに選定し直す方向に決まりました。

今までは総合計画・実行計画があつて、福祉有償運送は移動サービスの枠内でしたが、地域包括の中に位置づけるという形で、区全体の中での立ち位置も変わってきます。

新旧事業の比較表を付けておりますが、移動サービス情報センターは今までもいろいろ頑張ってくださいっていて、ほかの区に比べると、すごく杉並区は移動に関しては進んでいるねと言われてきていました。その今までの事業をもとに、それにプラスアルファで、例えば今までは移動サービス、車椅子を使わないとお出かけができない方が車の手配をしてほしいとかというような相談だったのが、一般車両とか公共交通機関とか、車椅子を使って自分で外に出たいというような方の電話相談に応じるであるとか、また、車ではない外出支援の事業者を掘り起こしていただくとか、そういった機能をつけて、新たに事業を展開していきたいと思っております。

一応、予定としましては、もう来年度、4月からはこの方向で、新たな事業者、この条件の事業者さんをお願いするというので、今年度中にプロボを実施する予定です。

○会長 はい。ありがとうございました。

今の説明で何かご質問等はございますでしょうか。

○F委員 すみません、一つだけ。業務日時が、新しいところでは17時半までとなっておりますが、何か短縮の意図がありますか。

○事務局 いろんな相談業務を見ていると、ほかの相談業務のほとんどが8時間なんです。それで、今回8時間ということでそろえてみました。

○会長 地域包括の一つの機能ということは、大きく分けると高齢のほうに入ることですか。

○副会長 現在は、地域包括というと高齢者の部分が先行してやっているんですが、地域包括はもう将来的には障害者も含めての地域包括になりますので、生活困窮も含めて地域でお困りの方みんなを含めてのシステムになっていくと思います。今のところ高齢者が先行しているので、計画上は高齢者のほうの地域包括ケアシステムの構築の中に入れておりますが、将来的にはもっと広く捉えて、位置づけを考えていきます。

○会長 そうなんです。ちょうど障害のほうも、生活拠点支援をつくる時期ですね。

○事務局 事務局としましては、今までどおり保健福祉部管理課のほうに置きまして、高齢も障害も両方に係るということは今までと変わらないので、どちらかに寄ると言う事ではなく、広く全部を見るので管理課に置きます。

○会長 わかりました。ありがとうございます。ほかに何かご質問等はございますか。

○C委員 今の質問で、1時間短くなったと。この1時間というのは問題ないですか。

○G委員 私からお答えしていいでしょうか。今、区のほうでは、他の相談業務が8時間というところでそういう意向があるようですけども、そうなりますと、最初、例えば朝を10時半にして6時半にするのか、前を切るのか後を切るのかという問題になると、それはもう、その日によってそれぞれ違うというのが実態ではありますので、ほかの業務に倣ってということであればこの時間でして、区民の方にはそのように周知してご納得いただく事になるかと思いますが、区のほうでお決めになることかと思えます。

○事務局 区のほうでは一応8時間ということで、こちらの事業を企画提案しますけれども、例えばプロポーザルをしますので、事業者提案で予算の範囲内でこの時間でもできるというような提案をしていただいたら、それはそれで考えていきたいと思っております。

○会長 ここで議論することではないと思うんですけど、一般的に区民から見ると、時間が短くなったというところだけが非常に印象に残ってしまうのではないかというご心配をされているのかなと思うので、ご配慮よろしくをお願いします。

では以上が、毎年協議会でもご報告いただいています移動サービス情報センターについて、来年4月から総合計画の中での位置づけを地域包括の一つの機能として捉えなおして、対象を広げる、というお話でした。ほかは特によろしいでしょうか。

このプロポーザルはいつごろですか。

○事務局 今計画中ですので、11月の予定です。

○会長 わかりました。では、用意しておりました議題は以上ですが、何かほかにございますでしょうか。

○A委員 先ほどC委員が話していたユニバーサルタクシーの話を、みんなにもしていただければ。

○C委員 先日、(保健福祉部管理)課長と事務局が来られた際、これからのタクシーの、メーカーの話をしまして。メーカーのほうから、日産もトヨタももう現行の車両はつくらないという、安全基準だとかいろんな問題があるようです、コストの問題もあるようです。これ(写真)はトヨタですが、日産も、今、バネットという車にもうシフトしています。あと何年か切ってトヨタがユニバーサルということで、これを今のタクシーにかえて全部つくっていくと。

ですから、日本もというか都内も、このままで行くと全てこういう車両になって、バリ

アフリーということになるのかなど。全国福祉協議会、全福協というのが東タク協の中にありまして、我々業者の中では、もう、この車になるだろうということと、それから乗務員さんがみんなユニバーサルドライバーに。

○B委員 ええ、UD研修。

○C委員 そうですね。今、1万名とかになったとか。センターも、これが乗務員さんに必須なんですね。今度からは障害者、高齢者の方の対応をきちっとやるという科目が入って、これからのタクシーは今のような、健常者に向けたものではなくて、メーカーがこういう方向で今話をしていて、確か去年モデルが出たんですけども、2017年には今の形のセダンはなくなると、はっきり公言していますので、タクシーの態様が——態様というか型、それらが利用者にとって非常に使いやすくなるということで、根本から変わってくるということだと思います。

○A委員 車椅子も乗れるんですか。

○C委員 車椅子も乗れます。もう本当にいつでもどこでも、街に走っている、流している車が、その車がほとんど。それか日産のバネットというやっぱりワンボックスカーですから、どちらかに必ず乗れるというふうになっていくはずですよ。

○A委員 都議会の小宮さんに頼んで、東京都内のユニバーサルタクシーがどれくらいあるのかと、調べてもらったんですよ。1,800台といったかな、今そのくらいしかなくて、武蔵野、三鷹あたりには事業所があるけども、区内にはないと。地方でもユニバーサルタクシーをやっている会社はあるけれど、採算が合わないと、自治体からの助成金がないと、なかなか成立しない。一般の人が、「ユニバーサルタクシー」と書いてあると、障害者以外乗っちゃいけないかと思って、なかなか採算がとれないという話を聞いたんですよ。

昔、ユニバーサルタクシーがそのうち世界の共通語にと、秋山先生が言っていたんですけど、だんだんそれが本当に日本でも実現していくんですかね。

○C委員 (国土交通省運輸局が) 知っている範囲でお話をお願いいたします。

○D委員 一応、私の知る限りですけども、日産に関してはNV200というバネットの車ですよ。あと、トヨタは多分そちらの車が発表されたようですが、先ほど言ったセダン型の、現在街中を走っている車は、もう今後生産されなくなりますので、当然ながら、代替車両としては、先ほどの画像の車であったり、日産のNV200であったりと言う事になりますね。

アメリカですと、イエローキャブのような車に関しては、全て日産のNV200に変わる

ところもありますので、今後こういう車は普及せざるを得ないというところで、国土交通省としても、事業者さんに対しては毎年、補助金を出しています。

ただ、こういう車というのは燃費が、車自体の車両が重いため、燃費が余りよろしくな
いんですね。タクシーであればLPGだとか、あと、最近ですとプリウスアルファです
とか、燃費のいい、効率がいい車が出ていますが、やはり燃費の点で、事業者さん泣かせ
の面があると聞いております。

○B委員 燃料の問題と、もう一点走行距離の問題もありまして、現状のものと、一
般の車両に比べて、全然走行距離が保てないんですね。200キロぐらいですとなかなかタ
クシーとの併用は難しいので、広がっていかないという事もあります。今後、その点が改
善されれば普及して、一般の方も、ユニバーサルという認識で乗っていただけると
思います。

○A委員 家族連れで乗れるようになればいいですね。

○B委員 そうですね。

○A委員 今は、障害者と一緒にせいぜい1人位しか乗れないものが、子供や孫も一緒に乗
れるようになると、もっと広がっていくとは思うんですけどね。まあ、期待ですかね。

○D委員 実際、車自体は乗りやすいですよ。私も乗ったことがあります。広々として
いて、ゆったり乗れるし、運賃も同じであれば、お客さんからすれば、メリットがある
は思います。

○A委員 今見たら、スライドドアですね。

○C委員 そうですね。

○A委員 スライドドアだとかなり違いますね。私も今、自分で軽に乗っているんですけ
ど、スライドドアになったら、車椅子を入れるのが随分楽になりました。運転席と後部座
席の間車椅子を入れても、前のドアだと開けてから車椅子を畳んで、入れなきゃいけな
かったのが、スライドドアだと、スムーズに横に入る。多分乗りおりも、スライドドアだと
随分楽になると思うんですね。この辺が改善されているのかなと思いました。

○会長 ありがとうございます。オリンピックも視野に入っているんでしょうかね。

ほかにはよろしいでしょうか。事務局もよろしいですか。そうしましたら、これで平成
26年度第2回杉並区福祉有償運送運営協議会を終わりにしたいと思います。どうもあり
がとうございました。

平成26年度 第2回 杉並区福祉有償運送運営協議会次第

- 1 福祉有償運送団体の新規登録について
特定非営利活動法人 杉並ポプラの会
- 2 その他
 - ・ 自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲等について (国土交通省)
 - ・ 杉並区移動サービス情報センターについて

[資 料]

- ・ 杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認資料一式 (郵送分)
追加資料 (机上配布)
 - 役員名簿 (資料①)
 - 福祉車両の画像 / 自家用自動車の提供と使用に関する契約書 (資料④)
 - 任意保険証書 (写) (資料⑥)
 - 運行管理の体制等を記載した書類 (差替) (資料⑨)
- ・ 移動サービス情報センター事業について

杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表(新規)

新規	項目	団体の状態	添付資料	
1	運送主体	団体名 特定非営利活動法人 杉並ポプラの会 所在地 東京都杉並区上荻1丁目24番4号 プリンスマンション405号 代表者 理事長 秋田 豊	(様式第1-1号) 自家用有償旅客運送の 更新登録の申請 ①定款 ②履歴事項全部証明書	
	2	運送の対象	登録会員 16 人 (平成26年10月15日現在) 運送しようとする旅客の名簿 参考様式第イ又はロ号 ③ 旅客の名簿(イ号)	
	3	運送の形態	発着のいずれかは杉並区内 (様式第1-1号)	
4	使用車両	福祉車両 1台 セダン型車両 3台 使用権原	自動車についての使用権限を証 する書類 ④車検証(写) 使用承諾書(当日配布 予定)	
	5	運転者	運転協力員人数 4人 普通第二種免許所持者数 人 交通事故その他道 路交通法違反に係 る履歴 新規運転協力員については、運転記録 証明書による履歴の確認(3年間)	(様式第4号) ⑤運転者就任承諾書兼就任予 定運転者名簿 (参考様式第ホ号) (参考様式第八号) 運転者証 ※事務局確 認済
		6	損害賠償措置	対人:無制限(台) 対物:無制限(台) (様式第9号) または任意保険証書(写) ⑥宣誓書
7		運送の対価	【利用者負担額】 ⑦利用料金比較表	
8	運行管理体制	運行管理 (様式第5号) 運行管理の責任者 就任承諾書 (様式第6号) 運行管理の体制等を記載した書類 (参考様式第八号) 安全な運転のための確認表	⑧就任承諾書 ⑨運行体制の体制等を 記載した書類	
		車両の整備管理 (参考様式第二号) 乗務記録		
		事故時の対応 (参考様式第十号) 事故の記録		
		苦情処理の対応 (参考様式第十号) 苦情処理簿		
9	法令遵守	(様式第2号) 宣誓書 ⑩宣誓書		
10	その他	利用者への周知	/	
		収支状況		
		活動実績 活動実績報告書		
		車両の表示 ・自動車の両側面に「運送者の名称」、「有償運送車両」の文字、「登 録番号」を記載した標章を見やすいように表示する。		
		自動車内の掲示 ・運転者の写真をはり付けた運転者証(参考様式第八号)、料金に関す る事項を旅客がみやすいよう自動車内に掲示する。 ・登録証の写しを自動車内に常備する。		

*団体関係資料は協議後に回収させていただきます。
また、団体に帰属する詳細な情報ですので、取扱いには、十分なご注意をお願いします。